

食の幸発信推進事業

企画・事業実施等に関する提案募集要項

平成 30 年 6 月

雲南市役所

食の幸発信推進事業「企画・事業実施等に関する提案募集」について

雲南市では食や農の分野での地域内経済循環の核となる「販売・加工・交流」施設の整備を、道の駅「さくらの里きすき」の隣接地に予定しており、平成 33 年度中の開業を目指しています。

民間の企画力・ノウハウ等を活用するため、本施設の事業実施に意欲のある民間事業者に対して企画・事業実施等に関する提案を募集します。

1. 募集の名称

食の幸発信推進事業の企画・事業実施等に関する提案

2. 募集する内容

食の幸発信推進事業基本計画及び以下の内容に即した提案をいただき、今後、計画づくりから運営まで市とともに実行していただく「事業予定者」を選定することを目的に、提案募集を行います。

(1) 施設整備の基本方針

農業の振興

<農業の振興>

- 1) 産直市の魅力化を図る。基幹産直市に相応しい売り場をつくり、農家所得の向上を目指す。
- 2) 加工事業の原材料となる農産物については市内生産者と連携し市内調達を推進。必要な農産物が市内から確保できるよう関係機関、市内生産者との連携を深める。

食関連産業の強化

<地域内経済循環の核となる拠点整備>

- 3) 食を中心として地域内経済循環の核となる拠点整備を行う。その中核事業として地域内の農産物、加工品を原材料とした「加工事業」を創出する。地域の農産物の需要を増大させ、地域経済・農業に貢献する。

<流出していた加工技術を導入する経済効果>

- 4) 加工技術の創出にあたっては地域外に流出（外注）していた加工技術を本事業により導入する。このことによって市内商品の価格競争力を向上させる。

<交流人口の拡大>

交流人口の拡大

- 5) 加工場（見学・直売）を伴う産直市の魅力化によって、地域の食の幸を「見て・買って・食べて」体感できる場をつくり、食の観光ゾーンとして市の観光施策の一翼を担う。
- 6) 厨房施設を活用して、郷土料理や保存食などのセミナー等を行う。交流人口拡大とともに地域の食文化の継承に貢献する。
- 7) 自然との共存をテーマとした「ふるさと尺の内公園」との親和性や全体的な統一感を出すため、エリア全体として里山における農業や暮らしを表現する場とする。併せて周遊コースづくりなど、近隣施設との連携をすすめ、交流人口拡大に貢献する。

(6) 企画提案の考え方

別添の「食の幸発信推進事業基本計画」をご理解の上、下記内容についてご提案ください。

内 容	条件、その他
<ul style="list-style-type: none"> ●全体 ・事業コンセプト ・配置計画案、施設イメージ ・収支計画（5年間） ・管理運営計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと尺の内公園、道の駅、尺の地農園等の隣接エリアを含めた提案とすること ・市内からの積極的な雇用に努めること
<ul style="list-style-type: none"> ●農業、地域経済への貢献策 ・農業、地域への貢献策 ・産直市の売上向上策 ・加工の内容、規模（面積、設備費） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者との連携を図り、雲南管内の農産物・加工品の販売を推進し、単に販売するのではなく雲南市の食の良さを、売り場を通して、分かり易くPRできるようにすること。 ・売上向上策とともに他の産直市との違いを明確に示すこと ・加工については「集客につながるもの」、「今まで市外に流出（外注）していた加工を導入するもの」、「米、規格外品や余剰野菜の活用を推進できるもの」、「従来ない、研究的・先進的なもの」など地域への貢献が客観的に示せるもの。 ・加工場で製造する商品は雲南市のPR、イメージアップに資するものとし、主要な原材料については雲南管内のものとする。
<ul style="list-style-type: none"> ●交流人口の拡大策 ・集客の仕組み、考え方 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間25万人来場を目指すこと（道の駅等近隣施設を含む） ・販売管理棟、加工場棟を活用するとともに、近隣エリアと連携すること（道の駅との差別化も提案すること）

3. 申請及び選定方法

(1) 公 募：企画・事業実施に関する提案を公募し、選考委員会で審査し決定します。

(2) 申請資格：①法人格を有し、市内に本社（本店、本部）がある事業者。個人での応募は不可。

複数の事業者による共同事業体による提案も可。事業予定者に決定した場合には法人を立上げ、市内に本社（本店、本部）を設置すること。

②本事業において雲南管内の地域資源を活用して事業を実施しようとする事業者

③本市との協議・調整に十分な能力を有し、提案に関する諸条件について柔軟な対応ができる事業者

④施設管理に必要とされる職員の確保が可能な事業者

⑤次の要件を満たす法人その他の団体であること。

- ・地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ・自治法244条の2第11項の規定により、雲南市または他の地方公共団体の指定停止を受けていないこと。
- ・県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- ・会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

(3) 提出書類：事業予定者申請書、法人の登記事項証明書及び定款写し、企画提案書、決算書（直近2期分）、市税滞納が無い旨を証明する書類。正本1部、副本10部（副本はコピー可）

(4) スケジュール

内 容	日 程
募集要項の公表（募集開始）	平成30年6月1日（金） ○本市ホームページに掲載します。
事業予定者申請書の提出	平成30年6月22日（金）まで
質問受付期間	平成30年6月25日（月）～7月2日（月）17時まで ○質問書（様式1）に記載し、電子メールにより提出。電話・FAX及び口頭による質問は受け付けません。 ○質問締切後、随時、本市ホームページにて回答を掲載します
企画提案書等の書類受付期間	平成30年7月9日（月）～7月27日（金）17時（土日祝日を除く） ○提出は郵送又は持参のみとします。 ○郵送の場合、書留郵便により最終日の17時必着
選考委員会による審査	平成30年8月2日 ○選考委員に対して企画提案書をもとにしたプレゼンテーションを行っていただきます（パワーポイントの使用は可能、追加資料は不可）。 ○日程、場所等は提出書類確認後に通知いたします。
結果の通知・公表	平成30年8月上旬（予定）

※ 提案いただいた内容については、市及び関係機関等との協議を経て議会へ報告します。

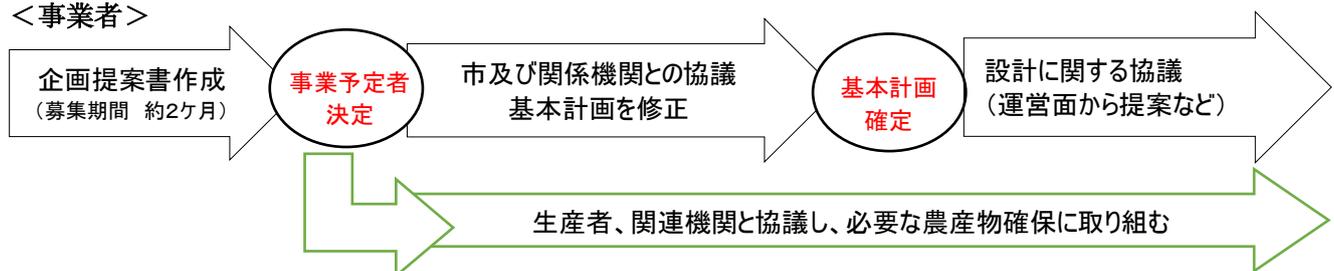
※ 市と協定内容を定め、議会の議決を経て指定管理者とします（開業の前年を想定）。なお、議会での議決が得られない場合、又は指定することが著しく不相当と認められた場合には、指定管理者に指定することはできません。これらの場合、開業準備経費については一切補償しません。

●年間スケジュール

<行政>



<事業者>



(5) 審査基準

下記の審査項目、審査の観点を審査基準として定め、評点の合計が最も高い申請者を選定します。

審査項目		審査の観点
事業全体に関する事項	事業コンセプト	事業目的、基本方針と合致しているか
		他の施設との差別化はできているか
	隣接エリアとの連携	立地を生かした計画になっているか
	組織体制	企画、事業実施をする体制があるか
		本事業を実施する財務能力があるか
	運営管理計画	施設の性能、および機能を維持し、サービスの提供が安全快適に行われるか
		事業実施のための知識と経験を有する人材を配置できるか
	配置計画 施設イメージ	建築物・外構の配置計画に優れた提案がなされているか （施設予定地と道の駐車場との約3mの段差、南北に長く連なる施設配置など立地上の課題をうまく処理しているか）
		施設イメージが事業コンセプトと合致しているか
		建設事業費
運営の長期収支計画	現実的に妥当な事業収支となっているか	
農業・地域経済への貢献	全体	雲南市の食の良さを来客者に訴求する仕組みができているか
		農業や地域経済へ貢献する意欲が感じられるか
		生産者、関係団体との連携がうまく図れるか
	販売管理棟	産直野菜の売上げ向上のための工夫があるか
		生産者の意欲向上のための取組があるか
		集客力のある売り場のための工夫・機能があるか
	加工場棟	収益が見込める商品が加工できるのか
		年間を通じた稼働が見込めるか
雲南管内からの材料調達が可能か		
長期的に競争力が保てる設備・機材が想定されているか		
交流人口の拡大	全体	エリア全体で25万人規模の来場者が見込める計画になっているか、近隣の観光スポット等との連携は考えられているか
		来場者がリピートする仕組みが考えられているか
		集客に貢献する催事、体験などが計画されているか
その他	その他、評価に値する提案内容があったか	

(6) 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ①申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- ②記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うにあたり不相当と認められるもの

(7) 申請に関する注意事項

- ① 共同事業体の場合
代表を定めることとします。なお、申請後の代表者及び構成団体の変更は原則として認めません。
- ② 複数申請の禁止
1 申請者につき、1 申請とします。なお、共同事業体により申請する場合、その共同事業体の構成団体は当該施設に関して、他の共同事業体の構成団体となり、又は単独で申請を行うことはできません。
- ③ 申請書類の取扱い
提出された書類は返却しません。
- ④ 費用負担
申請書類作成等に要する費用は申請者負担とします。
- ⑤ 再提出等の禁止
提出された申請書類の再提出、差し替えはできません。ただし、事故等のやむを得ない事象が生じた場合は速やかに変更内容を証明できる書類を添えて提出ください。
- ⑥ 申請書類の取扱い及び著作権
提出された申請書類は返却しません。また、応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。なお、市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

4. 提出先・問合せ

雲南市役所 産業観光部 商工振興課 担当：加藤

〒699-1392 島根県雲南市木次町里方 521-1

電話：0854-40-1052 FAX：0854-40-1059

E-mail shoukoushinkou@city.unnan.shimane.jp